

八王子市図書館資料収集要綱

平成 27 年 10 月 1 日 改訂

八王子市図書館条例（昭和 59 年 12 月 28 日条例 35 号）及び八王子市図書館条例施行規則に定められた事業を円滑に運営するために、資料の収集に関して必要な事項を定める。

資料収集方針

○ 基本方針

公共図書館の役割、社会的な動向を考慮しながら、市民の資料要求が十分反映されるように配慮し、市民の学習、教養、調査・研究、趣味・娯楽などに役立つ資料を幅広く収集する。

[資料の種類]

次の資料を収集する。

- 1 図書 …… 一般図書、児童図書、参考図書、大活字本
- 2 逐次刊行物 …… 雑誌、新聞、その他
- 3 官公庁出版物
- 4 郷土資料
- 5 視聴覚資料 …… カセットテープ、ビデオテープ、レーザーディスク、レコード、CD、DVD
- 6 視覚障害者資料 …… 点字資料、録音資料、その他
- 7 その他

[資料収集の範囲]

- 1 国内で刊行される資料を、全分野にわたり幅広く収集する。
- 2 各分野の蔵書構成、未収資料、欠本の補充、その他の必要事項について調査検討のうえ収集する。
- 3 他の公立図書館及び類縁機関の蔵書構成をも考慮して収集する。
- 4 利用が集中または集中することが予想される資料及び 2 ヶ所以上に配架することが望ましい資料については、複数の収集をする。

[資料の選定]

資料収集方針及び購入計画に基づいて行う。

(選定の基準は別に規定する)

[収集の方法]

購入、寄贈、弁償、編入、所属替え、分・合冊、自作などの手段を通じて、迅速、的確な方法で収集する。

[各館の収集内容]

収集する資料数は、各館の面積や書架数等の状況に応じた量とする。

1 中央図書館

(1) 図書資料

- ア 利用者の学習及び教養に役立つもの
- イ 利用者の一般的調査・研究に役立つもの
- ウ 利用者の日常生活の維持・向上に役立つもの

(2) 逐次刊行物

(3) 利用者の学習並びに調査・研究に役立つ参考図書

(4) 官公庁出版物

(5) 郷土資料

(6) 利用者の教養・文化・趣味・娯楽に役立つ視聴覚資料

(7) 視覚障害者資料

(8) 分担収集

一般図書・参考図書は、0 総記・1 哲学・2 歴史・7 芸術・8 言語・9 文学（NDCの1次区分表による）を主として収集する。

2 生涯学習センター図書館

前記(1)(2)(3)(4)(5)(6)

(8) 分担収集

一般図書・参考図書は、0 総記・3 社会科学・4 自然科学・5 技術・6 産業（NDCの1次区分表による）を主として収集する。

(9) 外国語資料

- ア 世界共通語の性格を持つ英語で書かれたもの
- イ 来日者の多い中国語で書かれたもの
- ウ 居住者の多い朝鮮語で書かれたもの

3 南大沢図書館

前記(1)(2)(3)(4)(5)(6)

4 川口図書館

前記(1)(2)(3)(4)(5)(6)

- 5 北野分室
前記(1)(2)(3)(4)(5)
- 6 みなみ野分室
前記(1)(3)(4)(5)

○ 資料別収集方針

1 一般図書

市民の学習、調査・研究、趣味・娯楽などに役立てるため、市民の要求に根ざした蔵書構成を考えながら、基礎的・入門的な図書のほか必要に応じ専門的な図書まで、各分野にわたり幅広く収集する。また、大活字で書かれた図書についても収集に努める。

ただし、次の図書については、内容を十分考慮して選択する。

- (1) 極めて高度な専門書、学術書
- (2) 学習参考書、各種試験問題集、テキスト類（教科書を除く）
- (3) 類似的なものが多数出版されている実用書、娯楽書
- (4) 極めて特殊な図書の領域に属するもの
- (5) 利用者あるいは利用が極めて限られているもの
- (6) 他の図書館及び類縁機関を通じて提供できるもの

2 児童図書

幼児・児童・生徒の様々な興味に対応でき、豊かな人間形成に役立つものを、各分野にわたり幅広く収集する。

- (1) 読書を通じて子供の豊かな感性・想像力を養うことができる図書
- (2) 学習・教養・娯楽などに役立つ図書

3 参考図書

参考、調査・研究機能を果たすために必要な図書を、幅広く体系的に収集する。

- (1) 市民の調査・研究に必要なもの
- (2) 市民への参考業務に必要なもの

4 逐次刊行物

次のとおり収集する。

(1) 雑誌

国内発行の各分野における基本的な雑誌を中心に、児童向けのものもあわせて収集する。ただし、漫画雑誌は収集しない

(2)新聞

国内発行の主要全国紙を中心に児童向けのものを含めて収集する

(3)その他

年鑑・年報・白書等は、一般図書・参考図書の方針による

5 官公庁出版物

政府諸機関等公的機関が発行する資料については、主要なものを収集する。

6 郷土資料

郷土の歴史を後世に伝えるため、また、市民が郷土を知り研究するうえで必要な資料（八王子市に関する行政資料も含む）を収集する。

7 視聴覚資料

活字以外のメディアからも市民の要求に応えられるよう、次のような資料を収集する。

(1) 映像資料（ビデオテープ、レーザーディスク、DVD）

あらゆる世代の利用者の要求に応えられるような、幅広い分野の資料を収集する

(2) 録音資料（レコード、カセット、CD）

クラシック、軽音楽、邦楽などあらゆる分野にわたり広く収集する

8 視覚障害者資料

点字図書、録音資料など、適切な形態なものについてはできるだけ収集する。

9 その他の資料

マイクロフィルム、CD-ROMなどは必要に応じて収集する。

資料選定基準

資料収集方針を実現するために、資料選定の判断の要点を以下のようにまとめ選定の基準とする。

- 1 公共図書館の活動に必要不可欠な図書群である基本図書を中心に選択する。
※基本図書
 - (1)調査・参考業務に使用する、参考図書
 - (2)あらゆる分野を対象とする基礎的な図書
 - (3)郷土資料
- 2 市民の日常生活・文化活動に役立つ、実用・趣味・教養・娯楽関係の貸出し用図書を中心に選択する。
- 3 調査・参考業務に使用する資料は、実用的なものを選択する。
- 4 特定の主義・主張に偏ることなく公平に選択する。
 - (1)多様な対立する意見のあるものは、それぞれの観点に立つものを幅広く選択する
 - (2)著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その著作を排除しない
 - (3)個人的な関心や好みによる選択をしない
- 5 最新の情報を盛り込んだ図書を選択する。
一時の流行として多数出版される分野の図書には十分注意する。
- 6 全集・叢書などの選択にあたっては、編集方針、収録作品、月報、解説などについて十分留意する。
- 7 間接的な評価として、文学賞をはじめ各種の賞や、団体などの行う図書の選定・推薦・書評など、社会的な評価も参考にする。
- 8 逐次、定期刊行物は、計画的かつ継続的に購入する。
- 9 原則として、学習参考書、入試問題集などは選択しない。
- 10 漫画については、原則として選択しない。
ただし、児童書における学習漫画は別に定める選定基準により十分吟味して選択する。
- 11 資料の内容、著者、出版社、装丁、価格などを総合的に評価して選定する。
なお、具体的には次の点を考慮する。
資料性、独創性、文章表現、写真・図版、著者、出版社、形態、価格。

○ 資料別選定基準

[一般図書]

0門 ～総記～

1 情報科学

※技術革新が著しいので、最新の情報を盛り込んだもの。

※基本的な技術書・実用書。

※情報・コンピュータと社会の関わりについて書かれたもの。

2 図書館に関する資料は、積極的に収集する。

3 全集・選集・叢書については、主要なものはもれなく。

1門 ～哲学～

1 哲学、心理学、倫理学、宗教についての基本書を体系的に。

2 特定の思想・学派・宗教・宗派に偏ることなく公平に。

3 初学者にわかりやすく書かれた入門書・概説書。

4 研究書、解説書だけでなく、各分野の代表的原典も。

2門 ～歴史～

1 各分野の基本書を体系的に。

2 一般向けに書かれた歴史読み物から、入門書、啓蒙書、概説書、研究書、史料まで、多様な視点で書かれたものを幅広く。

3 歴史観に学説の対立があるので、それぞれの観点に立つ多様な資料。

3門 ～社会科学～

1 各分野の基本書。

2 様々な学説や主張がある分野なので、多様な観点に立つ資料を幅広く。

3 時代性・社会性と深く結びついている分野なので時事性・話題性のあるもの。

4 日常生活・実務上に必要な実用書。実務書は豊富に。

5 常に新鮮な、入門書、概説書。

6 出版量が多く様々なので、内容に奇をてらったものなどがないか、よく研究されているかどうか、注意する。

4門 ～自然科学～

1 進展が著しい分野なので、最新の情報を常に提供できるように留意する。

2 細分化・専門化されている分野なので、個別分野の高度な専門書は収集しない。目安としては、大学の一般教養課程程度のものまで。

3 入門書・概説書を中心に。

4 最新の分野については、わかりやすく書かれたもの。

5門 ～技術・工学～

1 科学技術は、その進展が著しいので、常に最新の情報を提供できるように留意する。

- 2 技術者や工学系学生が対象の高度な専門書・工学書でも、利用の見込める場合は選択する。
- 3 科学技術の最近の動向についてわかりやすく書かれたもの。
- 4 社会的関心を呼んでいるもの。
- 5 市民の生活に密接に関連した主題のものについては、実用的で最新の情報が盛り込まれたものを幅広く。
- 6 家政学・生活科学の分野については、実用的価値の高いもの。
また、ファッションや料理などについては、流行や季節感にも留意する。

6門 ～産業～

- 1 産業社会の最近の動向について書かれたもの。
- 2 趣味に役立つ資料。
- 3 実生活に深く関わる社会問題や、自然保護など近年社会的な関心を呼んでいる分野のもの。
- 4 社会科学との関連も考慮しながら商業・運輸交通・通信事業も重視する。

7門 ～芸術・スポーツ～

- 1 市民の教養・趣味・娯楽に役立つよう、鑑賞・研究と製作・実技などの両面にわたるもの。
- 2 美術全集・画集・写真集・工芸名品集などは、基本的なものを中心にできるだけ幅広く。ただし、極めて高価なものは要望度とのバランスを考慮する。
- 3 趣味として手掛ける人の多い分野については入門書を中心に、また、ある程度上級の人々の要望にも応えられるように、豊富に幅広く。
- 4 市民の趣向・流行に留意し、新しい分野の情報も迅速に提供できるもの。

8門 ～言語～

- 1 市民の教養・学習・実用に役立つもの。
- 2 国際化時代において語学の要求は強いので、近隣諸国の言語の基本的資料、研究書の一般向けの平易なもの。

9門 ～文学～

- 1 市民の関心が最も高く、最も利用の多い分野なので、各分野にわたり幅広く豊富に。文章表現が極端なものには注意する。
- 2 全集・作品集に入っている作品でも、利用が多く見込まれるものなどについては複本として単行本・文庫本も入れる。
- 3 受賞作品や、話題になっている作品。
- 4 古典の解釈書については、評価の高いものを中心に幅広く。
- 5 各国の文学についても、同様に幅広く。

[参考図書]

- 1 市民の調査・研究に役立つもの。
- 2 参考業務に役立つもの。
- 3 記事の配列及び扱い方が、通読するようになっているものではなく、求める知識・情報が調べ易く編集されているもの。
- 4 目次・索引・参考文献などが整えられたもの。
- 5 収集する資料と留意点は以下のとおり。
 - (1)辞典・事典・便覧・ハンドブック
過度に専門的なものを除き、類書を含めて網羅的に
 - (2)白書・年鑑・統計書など
最新のもの
 - (3)人名録など
原則として各主題にわたり幅広く
 - (4)地図
一般の地図帳・・・内容が新しく信頼できるもの
市街図・・・・・・・・全国主要都市のもの
道路地図・・・・・・・・全国版
住宅地図・・・・・・・・八王子市及び東京都内のもの
地形図・・・・・・・・国土地理院発行のもの
 - (5)法令集
国の法律・規則などを網羅的に収録したもの
 - (6)官報
全て
 - (7)電話帳
全国の最新版
 - (8)新聞縮刷版
縮刷版の出ているものは原則として全て
マイクロフィルムも必要に応じて入れる
 - (9)蔵書目録
通常の閲覧が可能な、国立国会図書館、都立図書館の目録
 - (10)その他
ある主題を調べる資料として適当なもの
内容自体は一般資料だが、付加資料などに他では替えられない資料が
ついているもの

[児童図書]

<絵本>

- 1 子供の成長過程で初めての読書体験を提供するものとして、想像力を豊かに養うものを中心に、幼児絵本・昔話・古典の再話・創作など幅広く。
- 2 評価の定まった絵本作家の作品。

<おはなし>

1 幼年童話

文字を覚え、ひとり読みができるようになった子供に、読書の楽しさを伝えられるもの。

2 児童文学

豊かな想像力を養えるもの。子供の視野を広げて、より高度な読書を促すものを、古典から創作まで幅広く。

3 評価の定まった作家の作品。

<ちしきの本>

- 1 科学への興味を引き立てるもの。
- 2 将来へ向けて、子供の視野を広げるもの。
- 3 幼児から中学生まで、対象年齢に応じて理解できるように書かれているもの。

<紙芝居>

- 1 教育的・道徳的なものにとらわれず、子供が楽しめるもの。
- 2 絵と文の調和がとれているもの。

○ 原則として以下のものは収集しない。

1 漫画

ただし児童書における学習的漫画については除く。

※ 学習的漫画の選定基準（「八王子市図書館収集方針のまんがについて」より）

- (1) 装丁がしっかりしていて、長期利用に耐え得るもの
- (2) 難解な内容が、漫画を媒介として比較的容易に理解されるもの
(全編にわたって漫画であっても可)
原典が活字で理解するために補助的なものとして漫画を使っているもの
→ 古典や名作文学作品なども範囲に入れる
- (3) 内容が真実性に富み、学問上の真理や歴史上の事実が歪められておらず、健全で偏らないもの（表現手段としてフィクションを採用していても可）
- (4) 絵の表現が健全なもの

- 2 切り抜き・切り取りなど、工作を目的に出版されているもの。
- 3 基本的装丁を欠いているもの。
- 4 長期使用に耐えられないもの。

[視聴覚資料]

- 1 音楽史・映画史などで、重要であると評価されている資料及び作品として評価の高い資料。
- 2 あらゆる層のリクエストに応えられるよう次のようなジャンルのものを幅広く収集する。

(1)映像資料

- | | | |
|----------|-------|------|
| ・劇映画 | ・芸能 | ・その他 |
| ・アニメーション | ・スポーツ | |
| ・音楽 | ・教養 | |

(2)録音資料

- | | | |
|--------|--------|------|
| ・クラシック | ・ポピュラー | ・邦楽 |
| ・演芸 | | |
| ・語学 | ・記録 | ・効果音 |
| ・児童 | ・教育 | |

[逐次刊行物]

<新聞>

主要な日刊紙を中心に各種。

<雑誌>

最新の情報を得る資料なので、市民の暮らしや娯楽に役立つもの及び調査・研究に役立つものを幅広く。

[官公庁出版物]

- 1 中央官庁、東京都及び多摩地域が発行した出版物は、主要なものは収集する。
- 2 その他公的機関の出版物は、可能な範囲で収集する。

[郷土資料]

- 1 八王子市に関するもの。
- 2 資料の一部に八王子の記述があるもの。
- 3 八王子周辺の地域に関するもの。
- 4 行政資料で、八王子市に関する記述があるもの。
- 5 八王子在住の著者及び出版地が八王子であるもの。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年11月19日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、同日から適用する。

八王子市図書館資料除籍要領

(目的)

- 1 この要領は、八王子市図書館の資料の除籍について、必要な事項を定めるものとする。

(除籍対象)

- 2 除籍の対象となる資料は、次に掲げるものとする。ただし、館長が認めたものについてはこの限りではない。
 - (1) 汚損・破損が著しく、補修が困難なもの
 - (2) 資料としての価値が低下したもの
 - (3) 現在提供不能の状態にあり、今後もこの状態が回復される見込みのない次のもの
 - ア 未返却資料のまま相当期間を経過したもの
 - イ 亡失届後、相当期間を経過したもの
 - ウ 不明の状態で相当期間を経過したもの
 - エ その他、館長が認めたもの

(資料の取り扱い)

- 3 除籍した資料の取り扱い
 - (1) 館長が必要と認めた資料については保管し、その他の資料は八王子市図書館資料再利用実施要領（平成14年8月1日施行）の規定により再利用する
 - (2) 前項の規定で再利用できない資料については、廃棄処分とする

(その他)

- 4 その他、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行し、同日から適用する。

八王子市図書館資料再利用実施要領

(目的)

- 1 この要領は、八王子市図書館の除籍資料の再利用について、必要な事項を定めるものとする。

(再利用対象)

- 2 再利用する資料は、除籍の手続きをしたもので、再利用が可能なものとする。
 - (1) 資料は、蔵書ラベルを消し、図書館の蔵書でないことを明らかにする
 - (2) 資料は、再利用資料であることを明らかにする

(提供先)

- 3 再利用資料の提供先は、次のとおりとする。
 - (1) 八王子市立の施設
 - (2) 地域文庫
 - (3) 八王子市民及び利用者
 - (4) その他館長が認めた者

(提供方法)

- 4 提供する場所・期日等は、次のとおりとする。
 - (1) 場所・期日は図書館が指定する
 - (2) 提供は、無料とする

(その他)

- 5 その他、必要な事項は館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行し、同日から適用する。